

災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度のご案内

制度の概要

災害救助法に基づく応急修理制度は、大雨により一定の被害を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理したものに対する補助制度です。

災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度を利用するために

1. 写真の撮影について

本制度を活用するにあたって、修理を行う個所について被害状況が分かるよう工事前の写真を撮影しておく必要があります。

※「工事前」のほか、「工事中」「工事後」の写真撮影も必須です。ご注意ください。

2. 修繕する住宅設備等について

元々設置されていた住宅設備等の「後継にあたる製品」であれば補助対象になりますが、住宅設備等の「グレードアップ」に対しては補助対象外になりますのでご注意ください。

そのため、取り換え前後の品番の撮影やカタログの写しをご用意くださるようお願いいたします。

3. 修理費用の限度額（1世帯当たり）

大規模半壊、中規模半壊、半壊	706,000円以内
準半壊	343,000円以内

※限度額を超える費用は、被災世帯の方の自己負担となります。

4. 修理代金の支払いについて

修理代金は「五城目町から修理業者」に直接お支払いする制度になっております。

※制度上、被災者へお支払いするものではありません。

なお、**被災者個人が修理費用を修理業者に支払ってしまうと本制度をご利用できなくなりますのでご注意ください。**

5. すでに修理に着工や完了している場合

すでに修理に着工、または完了している場合でも、修理費の支払いが済んでいなければ制度の対象となります。（申請は被災者の方が行いますので、見積書等の発行をお願いします）

対象となる修繕

1. 令和5年7月の大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。

2. 被害を受けた住宅が、**り災証明書で「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害認定**を受けた世帯。そのため、全壊の場合は原則対象外ですが、修理により居住が可能となる場合には対象となる場合があります。※納屋や車庫、空き家は対象外です。

申請・お問い合わせ先

五城目町災害対策本部住宅支援チーム TEL 018-852-5131

※手続きと全体のフロー図は裏面をご覧ください。